

# 大阪府条例第二十一号

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の

## 一部を改正する条例

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二  
十四年大阪府条例第百四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で  
示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章 第二章 設備及び運営に関する基準（第四条 第三十三条の二）	第一章 第二章 設備及び運営に関する基準（第四条 第三十三条）
第二章 第三章 第六章 （略）	第二章 第三章 第六章 （略）
附則	附則
2 第十条（記録等の整備）	2 第十条（記録等の整備）
3 二・二（略）	3 二・二（略）
三 第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	三 第十六条第五項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
四 第三十二条第二項の規定による苦情の内容	四 第三十二条第二項に規定する苦情の内容
五 第三十三条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録	五 第三十三条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録
4 2 第十二条（職員の配置の基準）	2 第十二条（職員の配置の基準）
3 二・三（略）	3 二・三（略）
4 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和二年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された市町村に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この条において同じ。）に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第百一十二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第百一十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	4 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和二年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された市町村に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この条において同じ。）に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第百一十二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第百一十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
5 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等	5 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等

基準第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」といふ。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6 第一項から前項までに規定するものほか、職員の配置の基準は、規則で定める。

4.2.3 (サービスの方針)

第十六条 (略)

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。

5 特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7.8 (略)

(緊急時等の対応方法)

第二十四条 特別養護老人ホームは、現に処遇を行つているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連絡方法その他緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

4 第二十三条に規定するものほか、職員の配置の基準は、規則で定める。

4.2.3 (サービスの方針)

第十六条 (略)

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行つてはならない。

5 特別養護老人ホームは、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7.8 (略)

(緊急時等の対応方法)

第二十四条 特別養護老人ホームは、現に処遇を行つているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号に掲げる医師との連絡方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

<p>2   ける対応方法を定めておかなければならぬ。</p> <p>特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</p>	<p>2   (協力医療機関等)</p> <p>第二十九条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。医</p>
<p>2   特別養護老人ホームは、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たすよう一又は複数の医療機関を協力医療機関として定めなければならない。</p> <p>一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行ない、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。</p>	<p>2   (医療機関との間の協力体制等)</p> <p>第二十九条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</p>
<p>3   特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認することもに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。</p> <p>4   特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成二十年法律第百四十四号)第六条第十七項に規定する第一種協定指定医療機関(以下「第一種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</p>	<p>3   特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認することもに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。</p> <p>4   特別養護老人ホームは、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>
<p>5   特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6   特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</p> <p>7   特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならぬ。</p>	<p>5   特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6   特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</p> <p>7   特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>
<p>第三十二条の一 (略)</p>	<p>2   特別養護老人ホームは、あらかじめ、歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</p> <p>第三十二条の一 (略)</p>

<p>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p>	<p>第三十二条の二 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。</p>	<p>2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。</p>
<p>第二章 (略)</p>	<p>第三十八条 (サービスの方針)</p>	<p>第三十二条の二 (サービスの方針)</p>
<p>6 2   5 (略)</p>	<p>6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、その者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。</p>	<p>6 ユニット型特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>
<p>7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>7 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>7 ユニット型特別養護老人ホームは、前項の身体拘束等を行う場合には、その様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>
<p>8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>9 (勤務体制の確保等)</p>	<p>9 第四十二条 (略)</p>	<p>9 第四十二条 (勤務体制の確保等)</p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 第四十二条 (略)</p>	<p>10 第四十二条 (略)</p>
<p>(準用)</p>	<p>第四十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第二十六条の二及び第二十八条から第三十二条の二までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第三十二条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用</p>	<p>(準用)</p>
<p>第四十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第二十六条の二及び第二十八条から第三十二条の二までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第三十二条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用</p>	<p>第四十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第二十六条の二及び第二十八条から第三十二条の二までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第三十二条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用</p>	<p>第四十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第二十六条の二及び第二十八条から第三十二条の二までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第三十二条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用</p>

する第三十一条第一項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十二条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは、「第三章」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十条 第四条から第十条まで、第十二条から第十六条まで、第十八条から第三十一条まで、第三十二条から第三十二条の二までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十条において準用する第十六条第五項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、同項第五号中「第三十二条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは「第四章」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第二十六条の二、第二十八条から第三十一条まで、第三十二条から第三十二条の二まで、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十二条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十二条第二項」と、同項第五号中「第三十二条第三項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十二条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは、「第五章」と読み替えるものとする。

する第三十一条第一項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十二条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは、「第三章」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十条 第四条から第十条まで、第十二条から第十六条まで、第十八条から第三十一条まで、第三十二条及び第三十二条の二の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十条において準用する第十六条第五項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、同項第五号中「第三十二条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは「第四章」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第二十六条の二、第二十八条から第三十一条まで、第三十二条から第三十二条の二、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十二条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十二条第二項」と、同項第五号中「第三十二条第三項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十二条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは、「第五章」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条、第六条、第十条、第十四条、第十七条、第二十条及び第二十三条の規定は公布の日から、第八条及び第十二条の規定は同年六月一日から、第二条、第九条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十二条の規定は令和七年四月一日から施行する。  
(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第四条の規定による改正後の大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十六条第二項、第五条の規定による改正後の大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二十九条第二項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条、第五十四条及び附則第一十五項において準用する場合を含む。）、

第十五条の規定による改正後の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第二十五条第二項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、第十八条の規定による改正後の大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三十四条第一項（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第二十二条の規定による改正後の大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三十四条第一項（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

（入所者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条の二第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第一百六十七条の一第一項（新居宅サービス等基準条例第八十二条、第八十二条の二、第八十九条、第一百五条（新居宅サービス等基準条例第二百七十七条において準用する場合を含む。）及び第二百三十八条において準用する場合を含む。）、第十二条の規定による改正後の大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第一百四十二条の一第一項（新介護予防サービス等基準条例第一百六十二条、第一百六十六条の二、第一百七十三条、第一百八十三条（新介護予防サービス等基準条例第一百九十八条及び附則第二十五項において準用する場合を含む。）及び第一百十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十二条の二第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第四十五条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第四十条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

4 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における新居宅サービス等基準条例第一百五十六条第六項（新居宅サービス等基準条例第八十二条の二及び第八十九条において準用する場合を含む。）、第一百七十五条第八項、第

百九十五条第六項及び第二百十条第八項並びに新介護予防サービス等基準条例第二百三十八条第二項（新介護予防サービス等基準条例第二百六十二条、第二百六十六条の二、第二百七十三条及び附則第二十一項において準用する場合を含む。）及び第二百七十九条第三項（新介護予防サービス等基準条例第二百九十八条及び附則第二十五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

5 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新居宅サービス等基準条例第二百一十九条の一及び新介護予防サービス等基準条例第二百十二条の一の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。